

## 4 居住支援系・施設系サービス

### (1) 自立生活援助

自立生活援助は、居宅における自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回や随時の相談対応等により、助言や情報提供、関係機関との連絡調整等を行うサービスです。

利用者としては、地域において一人暮らしをする障害者等で、理解力や生活力等に不安がある方が対象となります。原則として、利用期間は1年間です。

### (2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、日中、一般就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障害者であって、主に夜間に共同生活を営む住居において相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。利用期間の制限はありません。

※ 種別の項目において、「包括」は「介護サービス包括型グループホーム」、「日中支援」は「日中サービス支援型グループホーム」、「外部」は「外部サービス利用型グループホーム」を指します。

「介護サービス包括型グループホーム」とは、利用者の個々のニーズに対応した介護サービスをグループホーム事業者が自ら提供するグループホームです。

「日中サービス支援型グループホーム」とは、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者に、日中においても介護サービスの支援を提供するグループホームです。

「外部サービス利用型グループホーム」とは、委託を受けた外部の居宅介護事業者が介護サービスを提供するグループホームです。

### (3) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する方に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。

※施設入所支援及び昼間のサービス（生活介護、自立訓練等）を行う施設を「障害者支援施設」といいます。